

平成 27 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

< 目 次 >

[監査結果に基づく措置]

1	健康福祉部	病院管理課	・・・・・・・・	1
2	産業部	農業水産課	・・・・・・・・	3
		林業振興課	・・・・・・・・	3
3	都市整備部	緑政課	・・・・・・・・	4

監査結果に基づく措置

1 健康福祉部

<随時監査(公営企業会計に係る財務事務監査)>

病院管理課

・ 公営企業会計：病院事業

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 26 年 9 月 8 日)

固定資産の除却漏れについて(医療センター)

下記の固定資産について、平成 24 年度に実施した実地たな卸の結果、除却漏れが発見された。除却漏れを発見した場合は、その都度除却処理をすべきであるが、平成 25 年度決算においても固定資産として計上されており、たな卸に基づいた適正な会計処理が行われていない。

(単位 円)

区 分	取得価格	当年度償却額	減価償却累計額	償却未済高
建物(一般)	76,398,780	1,488,842	25,385,624	51,013,156
建物(救命)	311,000	5,598	151,146	159,854
建物付属設備	574,731,582	3,670,687	537,179,228	37,552,354
構築物	52,765,000	2,494,593	47,389,895	5,375,105
合 計	704,206,362	7,659,720	610,105,893	94,100,469

【措 置】(報告年月日：平成 27 年 12 月 8 日)

平成 25 年度決算では、除却漏れに要する経費について予算計上していなかったため、除却処理することができませんでした。平成 26 年度予算において費用計上し、平成 26 年度決算において除却処理を行いました。

今後は、病院の各部署で除却漏れがないように備品の管理を徹底するとともに、万一たな卸等により除却漏れが判明した場合は、補正予算等により迅速に予算措置し、除却処理を行ってまいります。

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 26 年 9 月 8 日)

新病院建設に伴う諸費用について(リハビリ病院)

新病院建設に伴い発生した賃借料及び移転諸費用について、平成 25 年度決算では医業費用として計上している。

しかし、これらは臨時的な費用(経常的でない費用)であるため、当年度の経常損益を正しく把握するためにも特別損失として計上するものである。

(単位 円)

区 分		金 額
賃借料	仮設調理棟賃借料	34,315,937
委託料	移転業務	13,647,700
合 計		47,963,637

【措 置】(報告年月日：平成 27 年 12 月 8 日)

平成 26 年度決算では、新病院建設に伴い発生した旧建物等の解体工事費や建物及び構築物の除却費を医業費用の資産減耗費に計上していますが、臨時かつ巨額な費用とも考えられるため、決算書の注記において当該費用を特別損失に計上した場合の決算額を記載しました。

今後は、臨時かつ巨額な費用が発生した場合は、特別損失で処理してまいります。

2 産業部

<財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

農業水産課(指摘時は農林水産政策課)

- ・ 公の施設の指定管理者：株式会社時之栖
- ・ 施設：浜松市フルーツパーク

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 26 年 11 月 21 日)

利用料金の減免及び還付の審査基準について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市フルーツパークの管理に関する基本協定書第 10 条では、指定管理者は市長と協議の上、浜松市行政手続条例の規定により利用料金の減免及び利用料金の還付の審査基準を定めるものとする規定しているが、各審査基準を定めていない。

【措 置】(報告年月日：平成 28 年 1 月 8 日)

指定管理者と所管課において協議を行い、利用料金の減免及び利用料金の還付に係る審査基準を定めました。あわせて、その他の業務等についても協定書どおりに行われているか再確認しました。

また、所管課としては、当審査基準に基づき適正な事務処理を行うよう指導してまいります。

<財務監査>

林業振興課(指摘時は天竜区役所森林整備課)

【指 摘 事 項】(指摘年月日：平成 22 年 2 月 19 日)

借地上に建てられている浜松市龍山森林総合利用施設青少年旅行村のコテージ(4 棟)及びバンガロー(10 棟)について、建物の表示登記等をしていないので、浜松市公有財産管理規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

【措 置】(報告年月日：平成 28 年 1 月 21 日)

借地上に建てられている浜松市龍山森林総合利用施設青少年旅行村のコテージ 4 棟については、平成 23 年 3 月 17 日付けで建物の所有権保存登記を行いました。あわせて、その他の借地上の建物について、登記がされていることを確認しました。

また、バンガロー10 棟については、平成 27 年 12 月 18 日に解体工事による撤去を完了しました。

今後、建物登記に当たっては、浜松市公有財産管理規則に基づき適正に事務処理をしてまいります。

3 都市整備部

<財政援助団体等に対する監査(財政援助及び出資団体)>

緑政課(指摘時は農業水産課<平成21年度>、農林水産政策課<平成24年度>)

・ 団体名：公益財団法人 浜松市花みどり振興財団

【指摘事項】(指摘年月日：平成21年9月4日)

土地の減損会計適用に関する検討について(団体に対するもの)

公益法人会計基準では、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされているが、フラワーパークの土地について、時価の把握など減損会計適用に関する検討が一切行われていない。

このことから、減損会計適用に際し使用する時価評価方法を決定し、その採用した方法を継続適用し、評価減が必要か否かの検討を毎期行われたい。

【措置】(報告年月日：平成27年12月18日)

フラワーパークにおいて、平成25年度からの指定管理者制度導入に伴い、財団がそれまで有していた土地については平成24年度末をもって除却修正処理をし、全てが市に資産移管されました。

今後は市有財産として適正な管理をしていきます。

【指摘事項】(指摘年月日：平成21年9月4日)

有形固定資産について(団体に対するもの)

フルーツパークにおいて、同種の資産を複数所有しているが、固定資産台帳上それらの区別がつかないため、固定資産台帳と現物の照合ができない状況にある。個々の資産ごとに固定資産番号を割り当て、固定資産台帳と現物とが照合できる管理台帳を作成し、適正な財産管理をされたい。

【措置】(報告年月日：平成27年12月18日)

フルーツパークにおいて、平成25年度からの指定管理者制度導入に伴い、財団がそれまで有していた固定資産については平成24年度末をもって再度現物確認・照合を行った上で、全てが市に資産移管されました。

今後は市有財産として適正な管理をしていきます。

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 21 年 9 月 4 日）

有形固定資産について(団体に対するもの)

平成 20 年度決算において、有形固定資産の現物確認を実施しているが、同種の資産を複数所有している場合、対象資産が存在しないことが判明しても、固定資産台帳上に記載されている同種複数の資産のうちいずれを除却すべきかの判断がつかないため、除却処理をしていないものがある。公益法人会計基準に基づき、適正な処理をされたい。

【措 置】（報告年月日：平成 27 年 12 月 18 日）

フルーツパークにおいて、平成 25 年度からの指定管理者制度導入に伴い、財団がそれまで有していた固定資産については平成 24 年度末をもって再度現物確認・照合を行った上で、全てが市に資産移管されました。

今後は市有財産として適正な管理をしていきます。

【指 摘 事 項】（指摘年月日：平成 24 年 9 月 6 日）

預り金について(団体に対するもの)

フラワーパーク会計の預り金残高のうち、入園料預り金 193,948 円は、過去に預り金とした金額のうち未精算となっているものであり、その明細が不明である。入園料預り金の内容を調査し、適正な会計処理をされたい。

【措 置】（報告年月日：平成 27 年 12 月 18 日）

指摘のとおり平成 24 年度決算において詳細を追跡確認し、全てを未精算分として雑収入へ収入計上・修正処理しました。

今後、預り金が発生した際には、その内容について調査した上で、迅速に適切な会計処理を行ってまいります。